

令和4（2022）年度
学校自己評価報告書

2023年3月

学校法人八文字学園

 水戸看護福祉専門学校

◆2022年度 学校自己評価について

学校法人 八文字学園 水戸看護福祉専門学校は、創立以来、常に時代のニーズを先取りした看護者教育を徹底し、また最先端の教育設備を整え、専門的で実践的な人材を社会に輩出してまいりました。

我が国の看護・医療福祉領域は、かつてない激動の時代を迎えており、多様化した地域社会を支える医療・社会福祉従事者に対して、これまでにない期待が求められてきております。看護を必要とする方々の多様なニーズに的確に対応でき、かつ、その自立を支援できる高度な知識と技術を持ち合わせた人材の養成が急務であると言えるでしょう。

水戸看護福祉専門学校は、多様な看護・医療福祉ニーズに対応する専門知識と技術を身につけ、我が国の看護・医療福祉の発展とともに臨床の問題解決を指向するスペシャリストの育成を使命としております。

本校では、平成20年度より学校自己評価を実施しています。また文部科学省「専修学校における学校評価ガイドライン」を参考として、更なる教育の質向上のため、本校教職員自身が自校の教育活動その他学校の状況について客観的に評価する機会を設け、現状の把握、問題点の発見ならびに改善策の検討・実施を行っております。

尚、令和3年度より介護福祉学科の休止に伴い、主に看護学科を軸として自己点検評価を実施しております。

1. 対象期間

2022年4月1日～2023年3月31日

2. 実施方法

- (1) 自己評価委員会による合議制の評価
実行委員会を設置して自己点検・自己評価を実施し、改善に取り組んでいます
学校長をトップとして学校自己評価委員（教職員）により評価を行っています
- (2) 参考基準：「専修学校における学校評価ガイドライン」
- (3) 評価期限：年一回年度末
- (4) 評価結果の公開：報告書の作成保管およびホームページでの公開

3. 自己評価の項目

自己評価は、以下の11項目について実施します。

- (1) 教育理念・目的
- (2) 学校運営
- (3) 学校活動
- (4) 学修成果
- (5) 学生支援
- (6) 教育環境
- (7) 学生の受け入れ募集
- (8) 財務
- (9) 法令等の遵守
- (10) 社会貢献・地域貢献
- (11) 国際交流



4. 評価項目に対する評価

評価は4～1の点数で記載します。

評価 4：適切 3：ほぼ適切 2：やや不適切 1：不適切

◇基準1 教育理念・目的

教育理念

本校は八文字学園の姉妹グループ校として他の学校と共に地域社会に貢献する職業人の育成をめざします。また、文化人として積極的に行動する人間の育成をめざします。

段階的・主体的に目標を把握し、その方向性へ自らを導き、適切に自己評価し、自分の力を信じて歩むことができる人間力の育成に努めます。

人々の生活構造の変化や少子高齢化社会のニーズに対応するためには保健医療福祉の連携強化、あらゆる場における看護実践能力の充実を基本にした教育を行います。

看護の対象との相互作用の中から看護を導き出し発展させ、それらの行動を振り返ることで、看護職業人としての看護観を形成できる人材を育成します。

教育目的

1. 多様化・専門化する社会のニーズに応じた看護の基盤となる知識・技術・態度を育成します。
2. 個々の学生の個性を尊重し、学生が自ら考えて目標に向かって進められるように見守り、学生自身が学習することの有意性を意識できるように援助します。
3. 学生が学習に専念できるよう学習環境を整え、卒業までに段階的に成長できるように形成的な教育を行います。

教育目標

1. 地域住民の健康な生活への支援者として、健康と疾病に関する概念を学び、その場、その時の科学的根拠に基づいた臨床判断能力、看護実践能力を養う。
2. 社会における健康問題に関心を持ち、社会貢献にむけ多職種と連携し、協働して問題を解決するためのさまざまな職種とのコミュニケーション能力を養う。
3. 看護師としての責務を自覚し、看護を必要とする人の地域や暮らしを理解する能力を培い、対象の立場に立った倫理に基づく看護実践能力を養う。
4. 専門職業人として、看護に関する専門的な知識・技術への関心と、自立した学習意欲を継続し、切磋琢磨しながらお互いに高め合うための人間関係を構築し、看護の質向上を図る基礎的能力を養う。

(1) 総合評価 3.2

評価項目		評価 (4~1)
ア	理念・目的・育成人材像は定められているか (専門分野の特性が明確になっているか)	3.6
イ	学校における職業教育の特色を示しているか	3.4
ウ	社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか	3.1
エ	学校の理念・目的・育成人材像・特色・将来構想などが学生・保護者に周知されているか	2.9
オ	各学科の教育目的、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか	3.2

(2) 現状および問題点と改善策

ア) 教育理念は明確に定められている。

イ) ホームページやパンフレット等において、学科ごとの教育特徴を表している。

本校は厚生労働省のガイドラインに沿って職業教育を実施しているため、その範疇において学校の独自性をどの程度発揮するかについては、継続した検討が必要である。

ウ) 学校の将来構想については、看護業界を希望する学生の減少傾向もあり中長期的な見通しが立ちにくい現状である。地域での学園の立ち位置および本校の在り方については検討を継続していく。

エ) 学生に対しては入学時オリエンテーションや進級時ガイダンスで周知しているが、時間的な制約からその理解度を把握する機会が少ない。クラスでの学生指導や講義において継続した双方向的周知を図っていく。

保護者に対しては、令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症流行の影響により直接説明する機会の確保が難しくなっている。入学・進級時の連絡文書で周知を図るほか、保護者を招待する学校行事(宣誓式)のある2年生については同日に保護者会を設け、教育理念・目標等の説明機会とする。

オ) 厚生労働省のガイドラインを軸とし、各実習施設等指導者の声も参考にしながら、変化に対し柔軟性をもって対応している。

◇基準2 総合評価 3.0

評価項目		評価 (4~1)
ア	目的等に沿った運営方針が策定されているか	3.3
イ	運営方針に沿った事業計画が策定されているか	3.3
ウ	運営組織や意識決定機能は明確化され、有効に機能しているか	3.1
エ	人事、給与に関する制度等は整備されているか	2.7
オ	教務や財務等の組織整備など意思決定システムは整備されているか	3.0
カ	業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか	3.0
キ	教育活動に関する情報公開が適切になされているか	3.0

ク	情報システム化等による業務の効率化が図られているか	2.7
---	---------------------------	-----

(2) 現状および問題点と改善策

- ア) 1 条校を意識した学校としての品位と、厚生労働省が定める「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」を前提として学校運営方針が定められている。
- イ) 学園全体の運営方針とそれに沿った目的・事業計画が年度ごとに策定され、年度初めに全教職員対象の研修会において周知されている。
- ウ) 学校運営に関する組織は整備され、年度初めに全教職員対象の研修会で周知、および必要に応じて人員体制等の変更を検討している。
- エ・オ) 人事・給与・財務等、および教務に関する制度は学園全体で整備され、姉妹校と歩調を合わせるための協議システムも確立している。
ただし「学園内の 1 校」という位置づけから、本校独自の自由な意思決定を行うことについては限界があり、そのことによって「制度が十分でない」と評価されるケースが見受けられる。学園運営会議等において、本校の実情・要望を根気強く主張し続けるとともに、各制度に関する教職員個々への周知も引き続き進めていく。
- カ) 学内規程・マニュアル・倫理・社会貢献・法令遵守などの自発的な取り組みをしており、また状況に応じて個別対応している。学内規程に基づく一連の規定整備や組織的な取り組みについては今後も検討課題である。
- キ) 教育活動とその概要、および成果は、ホームページ等を通じて適宜、適切に公開している。ただし地域住民と直接交流する機会は少なく、地域に対して情報公開が十分であるとはいえず、地域交流の機会については検討課題である。
- ク) クラウドコンピューティング、e-learning、SNS の活用等により業務効率化は図られてきているが、予算等の制約もあり、システムの見直しは容易でない。新規情報システムの導入を進めるといっても、既存のデジタル資源をさらに活用するため、エンドユーザーレベルでの各教職員のスキルアップをフォローすることで業務の効率化を図る取り組みを促進していく。

◇基準 3 教育活動

(1) 総合評価 2.9

	評価項目	評価 (4~1)
ア	教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか	3.5
イ	教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた学科の修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか	3.3
ウ	学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか	3.3
エ	キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか	2.9
オ	関連分野の企業・関係施設等、業界団体等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか	3.1

カ	関連分野における実践的な職業教育（産学連携によりインターンシップ、実技・実習等）が体系的に位置づけられているか	2.8
キ	授業評価の実施・評価体制はあるか	2.4
ク	職業教育に対する外部関係者からの評価を取り入れているか	2.7
ケ	成績評価・単位認定・進級・卒業判定の基準は明確になっているか	3.5
コ	資格取得の指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか	3.4
サ	人材育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか	2.4
シ	関連分野における業界等との連携において優れた教員（本務・兼務含む）を確保するなどマネジメントが行われているか	2.4
ス	関連分野における先端的な知識・技能等の修得や指導力の育成など、教員の資質向上のために研修等の取組が行われているか	2.4
セ	職員の能力開発のための研修等が行われているか	2.6

（２）現状および問題点と改善策

- ア) 教育理念や国のガイドラインに沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されている。
- イ) 修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保を設定しているが、年度ごとの学力差異や学生の個人差もあり、現実的なレベルの維持が課題である。学生が指導内容を理解しやすくなるような教育方法をさらに考慮していく必要がある。
- ウ) カリキュラム（学科概要、科目関連、シラバス）は体系的に編成されているが、教員不足を補うための外部講師委託科目では、外部講師の都合に合わせた日程調整を余儀なくされるため、学科進度を必ずしも完全に考慮できない点が検討課題である。
- エ) 茨城県内のみならず、全国的な看護領域の育成人材像や領域ニーズ、目標等を踏まえてカリキュラムを実施している。しかし業界の要求水準が年々変化する中、限定年限での到達レベルについては継続的な検討が必要である。
また昨今の新型コロナウイルス感染症流行の影響が大きく、カリキュラムの大きな割合を占める臨地実習の機会が激減していることも、定められた教育レベルへの到達をより困難とする一因である。臨床教育経験を補完するため、各種 DVD 教材や関連映画の視聴などを積極的に取り入れているが、その教育効果は必ずしも十分とはいえない。今後の社会情勢を注視しつつ、さらなる検討が必要である。
- オ) 国のガイドラインに沿った教育を軸とし、病院、診療所、福祉施設等の声を参考に、臨床現場の変化に対し柔軟性をもって対応している。
- カ) 病院や福祉施設等と連携した臨地実習授業を行っており、実践的教育については体系的に位置づけられている。ただし昨今の逼迫する医療現場において、継続した学生の教育機会をどのように確保していくかが課題となっている。
- キ) 授業評価は、学生の声や教員の自己評価、管理職による評価に基づいた評価体制が整備され、教員会議等の機会を通じて教職員へフィードバックされている。
しかし、授業評価結果に関して教職員が特段の意識を持たないケースも見受けられ、評価の更なる明確化とその活用については検討課題とする。
- ク) 本校カリキュラムは厚生労働省のガイドラインに沿って整備されているため、職業教育自体に対して外部関係者の評価を取り入れる機会は少ない。性格・生活環境・経済面等

に問題を抱えて対応が難しい学生の対応等に関しては、外部関係者の評価・助言を適宜仰いでいる。

- ケ) 成績評価の基準は、学生心得の中で具体的に示している。また学則、教務内規およびシラバスに明記されており、それに従って運用している。
- コ) 目標とする資格は、カリキュラム上で具体的に示している。また資格取得に向けた指導は体系化されており、修業年限を通じて資格取得を目標とするサポート体制を整備している。
- サ・シ) 教員採用においては、経験年数・業務内容・指導力・人間性等の資質面が重視されている。また必要に応じて茨城県担当各課や関係団体と連携し、能力ある人材を確保できるよう努めている。
しかし、昨今の看護業界における人材不足の影響により教員採用への応募人数は十分でなく、各領域の教育を担当する専任教員数の確保も喫緊の課題である。学園と協力して待遇面の向上を模索し、臨床・在宅にある看護師への働きかけを強めるとともに、教育スキル強化のための研修機会構築などを通して、給与以外の部分でも魅力ある職場づくりを目指す。
- ス・セ) 教職員の研修については、国内外の各種学会や専門分野の最新技術・知識に関する研修会等への参加を必要に応じて実施している。また今年度より茨城県看護教員連絡会に教員全員が加入し、業務時間の許す範囲で各種領域の研修に参加する機会とした。しかし、慢性的なマンパワー不足による時間的・人数的制約から、研修機会はあっても実際に参加することが難しい状況は続いており、経験年数のある教員が新入教員の指導を行ったり、キャリアラダーの運用を取り入れたりする機会も少ない。こちらの面においても、専任教員数の確保は喫緊の課題である。

◇基準4 学修成果

(1) 総合評価 3.1

評価項目		評価 (4~1)
ア	就職率の向上が図られているか	3.5
イ	資格取得率の向上が図られているか	3.2
ウ	退学率の低減が図られているか	3.1
エ	卒業生・在校生の社会的な活躍および評価を把握しているか	2.9
オ	卒業後のキャリア形成への効果を把握し、学校の教育活動の改善に活用されているか	2.9

(2) 現状および問題点と改善策

- ア) 茨城県内を中心とした全国の求人情報の開示、就職担当教員を中心とした就職対策など、総合的な就職支援活動を展開して就職率の向上を図っている。また、新型コロナウイルス感染症流行のため休止としていた学校主催の就職説明会や、各種就職ガイダンスについても社会情勢を見ながら次年度以降、再開を検討しているところである。
看護職においては国家試験合格が就職条件となる病院・施設等が多く存在し、国家試験合格を果たしてから就職を考えたいとする学生が一定数いるが、こうした学生は、自らの学力に自信が持てないことが大きな原因であることから、国家試験対策を強化することによって就職意識を高めることを目指している。

- イ) 資格取得については、特別講座等の支援策を講じて組織的に指導体制を組んでいる。更なる資格取得率の向上を目指し、継続して指導体制を強化していく。
- ウ) 退学防止策については、面接指導、スクールカウンセリングの充実、基礎学力の充実などの指導に力を入れている。入学予定者の学力水準低下や学生自身の精神的問題、学生を取り巻く家庭的事情など、学校としては対応しにくい複雑な要因による退学事案が多く発生するため、その支援策を引き続き模索することが必要である。
- エ) 在学生に関しては担任制をとり、クラス担任を中心とした教職員全員がコミュニケーションを通じて状況把握を行っている。卒業生の社会的活躍及び評価についても、SNSや卒業生の就業団体との連絡体制によって概ね把握している。引き続き就職先との更なる連携により、卒業生の現況について積極的な情報収集を図っていく。
- オ) 卒業生の進路相談や転職相談には、担任や就職相談室において応じている。また国家試験未合格の卒業生に関しては、卒後2年までは学校として試験対策・試験申込援助等のフォローを行い、そのノウハウを在学生の教育にも活用している。

◇基準5 学生支援

(1) 総合評価 3.1

評価項目		評価 (4~1)
ア	進路・就職に関する支援体制は整備されているか	3.5
イ	学生相談に関する体制は整備されているか	3.1
ウ	学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか	3.4
エ	学生の健康管理を担う組織体制はあるか	3.3
オ	課外活動に対する支援体制は整備されているか	2.7
カ	学生の生活環境への支援は行われているか	2.9
キ	保護者と適切に連携しているか	2.9
ク	卒業生への支援体制はあるか	3.2
ケ	社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか	2.9
コ	高校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の組織が行われているか	2.8

(2) 現状および問題点と改善策

- ア) 就職担当教員を中心として進学・就職指導を行っている。また、病院奨学金に関する説明等も必要に応じて実施している。
- イ) 毎年度初めに、担任がクラス全員との面談を行うほか、学生の希望に応じてスクールカウンセリングや面談を実施している。また学業面に不安がある学生に対しては、随時、個人面談を行っている。
ただし、学生の相談内容は近年多様化が進んでおり、学校として対応できるのはどこまでの範囲かを教職員個々が見極めることが大変困難な現状である。教職員会議等、情報共有の機会を通して、教職員一同がひとつのチームとなって関わることにより、より適切な問題解決を目指している。
- ウ) 学園全体の支援制度として、一人暮らし支援制度、定期券半額助成制度、特待制度（学業特待、資格特待、精勤特待、オープンキャンパス特典）、学費分割納入などがある。

- また学生支援センターを設置し、日本学生支援機構や日本政策金融公庫の「国の教育ローン」・県の奨学金、民間奨学金の積極的な紹介を行っている。
- エ・カ) 計画的な個人面談の実施によって学生の生活状況を把握するほか、定期的な健康診断の実施、規則正しい生活の指導、ゆとりある生活の推進など「心と体の健康管理」の支援を行い、必要な場合は学校医と連携して適切な対応をとっている。
 - オ) 看護学生は臨地実習を通して各種医療機関に出入りする機会が多く、感染症対策の観点から、学校としてサークル・ボランティア等の課外活動への支援は特に行っていない。ただし、バスハイク・スポーツ大会・学生研修旅行・校外清掃といった学園行事には積極的に参加し、学習外活動の充実を図っている。
 - キ) 保護者宛文書による成績・出欠状況・資格取得状況等の定期的な報告や、担任との電話連絡・面談などを重視して保護者と密に連携し、場合に応じて三者面談等を実施している。新型コロナウイルス感染症流行下の昨今においても、学校行事や学校の運営方針等については文書によって随時発信し、電話での保護者相談を受け付けている。
 - ク) SNS 等の活用も取り入れ、希望者に対しては転職等の相談対応を行っている。ただし制度として体系化された取り組みではないため、必要に応じて制度化も検討する。
 - ケ・コ) 通信制の設置・社会人入試など、入学者として社会人を受け入れる制度は確立しているが、社会人や高校生等、一般学習者のニーズを踏まえた夜間課程や特別講座などの教育は実施していない。本項は、将来的な検討課題ではあるものの、教職員不足が深刻化している現状では実現が難しく、当面は教育活動を無理に広げるよりも本科学生の教育を更に充実させることを優先したい。

◇基準 6 教育環境

(1) 総合評価 2.7

	評価項目	評価 (4~1)
ア	施設・整備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか	2.5
イ	学内外の実習施設、インターンシップ等について十分な教育体制を整備しているか	3.0
ウ	学生が自主的に学習するための環境が整備されているか	2.2
エ	防災、防犯に対する安全管理体制は整備されているか	3.0

(2) 現状および問題点と改善策

- ア) 施設・設備は、教育上の必要性に対応できるように整備されている。また看護学科開学 10 年 (※注) を経て老朽化した教育用物品については適宜買い替えや見直しの検討を進め、課題であった図書室の蔵書不足についても、次年度以降、資料の追加購入を決定した。
- ただし建物構造上の理由から空調が効きづらいケースがあることや、防犯上の理由および感染症対策による学生スペース許可制などの問題については、引き続き「不適切」とする評価も多い。今後の検討課題とする。

- イ) 臨地実習を通して実習施設と連携し、教育体制を整備している。実習施設の次世代を担う人材の臨地教育の共有を図るため、実習施設側との双方向の意思疎通を密に行い、開かれた情報交換を目指す。
- ウ) 学生が自主的に学習するための設備としては、図書室・グループワーク室・学生ラウンジ・学習室等を整備しているが、感染症対策(3密回避)のため、学生の自由な学習活動を制限せざるを得ない問題も依然として大きい。そのため今年度においては、感染状況を注視しながら学生の学習ニーズにできるだけ応えるべく、空き教室を積極的に活用するなどの工夫を行ってきた。今後も工夫の検討を継続していく。
- エ) 防災に関する計画書および災害時の行動マニュアルは整備しており、避難経路の周知や緊急避難時の連絡体制が整備されている。各種防災に対する安全指導体制が進められ、業者等による消防設備等の点検(年2回)や学生の傷害保険加入等も行っている。また防犯については、防犯マニュアルを準備し、適宜指導している。

※注 水戸看護福祉専門学校(旧:水戸総合福祉専門学校)設立認可 平成20年3月
看護学科(3年課程)看護師養成所指定 平成25年12月

◇基準7 学生の受け入れ募集

(1) 総合評価 3.3

評価項目		評価(4~1)
ア	学生募集活動は、適正に行われているか	3.5
イ	学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか	3.2
ウ	学納金は妥当なものとなっているか	3.3

(2) 現状および問題点と改善策

- ア) 学生の確保は、学校運営上の最重要課題である。専門学校が持つメリットや魅力を地域の人々に的確に発信するべく、学校実績を基本として、入学希望者に対し本校の取り組みや成果に関する適切な入学情報を提供できるよう配慮している。
また、国家試験合格を教育活動の主たる目標と位置づけるには、入学者の学力水準を維持することが重要な課題である。そのため令和4年度実施分より入学者選抜試験の選抜基準を一部見直し、よりアドミッションポリシーに合致しているとともに、職業人として必要な学力を備えた者を多く選抜することを視野に入れて学生募集活動を展開していくこととした。
- イ) 本校の学生募集活動は、入学案内や学園ホームページでの情報公開のほか、学園広報部主体で実施する学校見学会・説明会などで詳細に説明している。
また学内で行うオープンキャンパスについては、担当者輪番制の見直しを進め、教員自らが教育成果を直接伝えられるしくみを確立した。しかし人員不足により教員が広報活動に参加する機会はまだ少なく、教育成果の伝達が必ずしも十分ではない状況が続いている。教員自身が積極的に学生募集活動に参加できる方法については引き続き模索していく。
- ウ) 学納金は、教育内容、学生および保護者の負担感を考慮し、他校の状況や経済状況から見ても、総合的に見て妥当な水準である。

◇基準 8 財務

(1) 総合評価 3.3

評価項目		評価 (4~1)
ア	中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか	3.3
イ	予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか	3.3
ウ	財務について会計監査が適正に行われているか	3.6
エ	財務情報公開の体制整備はできているか	3.0

(2) 現状および問題点と改善策

- ア) 各年度収支とこれまでの蓄積を充て、借入なく自己資金で賄っており、財政基盤は安定していると考え。今後も中長期的に安定して入学者を確保するための計画・戦略を実施し財務基盤の強化に努める。
- イ) 本学園は法人全体として厳格な予算編成を行っている。また本校は学園全体の予算編成方針に基づいて計画を立案し、各校の運営計画に従って予算を執行しているため、予算・収支計画は妥当であるといえる。
- ウ) 会計監査については、税理士指導のもとで会計処理を行い、公認会計士による外部監査、本法人の監事による内部監査を毎年度 2 回 (5 月・12 月) 実施している。
指摘事項があった場合は、適切に是正措置を講じている。
- エ) 本学園の財務状況は、平成 23 年度より私立学校法の規定に従って財務諸表を作成したうえ、理事会の承認を得て学園ホームページ上に公開している。
ただし教職員自身が学園財務に関して特段の関心を持っていないために低い評価となるケースも見受けられる。このような状況下で本項の自己評価点数を引き上げる対策は困難ではあるが、今後も時に応じ、学園ホームページの閲覧等を通して教職員個々が学校運営に関心をもつ意識付けをしたい。

◇基準 9 法令等の遵守

(1) 総合評価 3.4

評価項目		評価 (4~1)
ア	法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか	3.4
イ	個人情報に関し、その保護のための対策が取られているか	3.4
ウ	自己評価の実施と問題点の改善に努めているか	3.2
エ	自己評価結果を公開しているか	3.5

(2) 現状および問題点と改善策

- ア) 県および国に関係書類を提出し、運営許可を得ている。また法令や設置基準に対しては、設置基準者が把握し遵守している。教職員に対しては法令の改正、新法令の制定などが発生する都度、研修会などを通して注意を促している。
- イ) 個人情報管理規定を策定し、その規定に沿って個人情報の適正な管理運用に努めている。日常の個人情報の取り扱いにおいては、個人情報の保護に対する意識付けを強化し、定期的な注意喚起を行っている。

- ウ) 自己評価については「学校自己評価委員会」を組織し、定期的な評価を通して問題点を明らかにするとともに、その対策および改善策を検討しているが、改善困難な問題点も多いため、その改善は容易ではない。改善可能な問題点につき、引き続き検討していく。
- エ) 自己評価結果は「学校自己評価報告書」を作成し、学園ホームページで公開している。

◇基準 10 社会貢献・地域貢献

(1) 総合評価 2.6

評価項目		評価 (4~1)
ア	学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか	2.8
イ	学生のボランティア活動を奨励、支援しているか	2.3
ウ	地域に対する公開講座・教育訓練（公共職業訓練等を含む）の受託等を積極的に実施しているか	2.6

(2) 現状および問題点と改善策

- ア) 学校主体としての社会貢献・地域貢献活動は依然として多くないが、要望に応じた高等学校での出前授業や学園行事としての学生による地域清掃を積極的に実施している。またこれまで、地域の商工会議所の企画に賛同し、小学生を対象とした職業体験プログラムに参画して地域貢献および地域交流をはかってきた。今後も機会に応じ、種々の活動を検討していく。
- イ) 本校学生はカリキュラム内の臨地実習として地域の病院・施設等に赴く機会が多く、感染症予防の観点から課外活動に対する制限を受けている。このため、本校が主体となってボランティア活動を積極的に奨励することはできない。ただし学生主体でのボランティア活動に関し希望があった場合は、適宜相談に応じている。
- ウ) 本校は看護師養成にかかる教育機関を主としているため、地域に開かれた講座や教育訓練は積極的に受諾していない。正課カリキュラムと公共職業安定所との連携は公共職業訓練として実施することがある。

◇基準 11 国際交流

現在、留学生の受け入れは、行っていない。

以上

学校法人八文字学園 水戸看護福祉専門学校

〒310-0812 茨城県水戸市浜田 2-16-12